

令和９年度 美浦村
放課後児童クラブのしおり

※継続で利用される方も必ず内容を
　ご確認いただいてから申込みください

《目　　次》

１．放課後児童クラブとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２．支援の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
３．対象児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
４．開所時間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
５．閉所日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
６．入会の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
７．入会してからの手続き（退会、休会、変更等）・・・・・・・・・・・・3
８．利用料（児童クラブ費）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
９．傷害保険　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
１０．家庭との連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
１１．病気、障がいについて・・・・・・・・・・・・・　・・・・・・・・・・6
１２．登下館について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
１３．持ち物について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
１４．活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
１５．災害発生時（地震、風水害等）の児童館及び児童クラブの対応・・・・9
１６．土曜日の利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
１７．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
１８．施設概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11



１．放課後児童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童や、疾病、介護等により家庭での養育ができない児童に対し、放課後の時間帯に、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図るものです。

児童が安心して過ごせる生活の場として、放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を村内２か所に設置しています。

なお、保護者の勤務が休み等で家庭保育が可能な日は、家庭での保育をお願いしています。



２．支援の目的

児童クラブの支援員が、みんなで楽しく過ごすための基本的な生活習慣の支援やゲーム、ボール遊びなどを行うことで、集団生活や遊びという多様な経験を通じて、児童の自主性、社会性、創造性の向上を図ることを目的としています。



３．対象児童

村内の小学校に就学しており、かつ次のいずれかの要件に該当する児童を対象にしています。

（１）保護者が就労等により昼間家庭にいない児童

就労の場合は、児童の帰宅時間に保護者及び同じ世帯に保育にあたることが可能な親族（祖父母等）がいない児童

（２）保護者の疾病、出産、看護･介護等の事由により、家庭での養育ができないと認められる児童。ただし、次の児童は入会できない場合があります。

- 病気中の児童が心身虚弱で集団の保育に耐えられないと認められる児童
- 食事や排せつが一人でできない児童
- 児童クラブ利用料に未納がある家庭の児童
- その他、児童クラブの運営に支障があると認められる児童

※新１年生につきましても、年度当初（４月１日）から利用できます。

※学校が長期休業期間中（夏休み・冬休み・春休み）のみ利用することもできます。

※申込み多数の場合には、利用調整を行う場合があります。
（低学年優先や就労状況等により、入会を決定します。）

※私的な用事では、受け入れできません。



４．開所時間

・平日は学校の下校時刻（学校行事により下校時刻が変更となる場合はその時刻）から午後６時４５分までとなります。
・長期休業期間（夏・冬・春休み）は、午前７時３０分から午後６時４５分までとなります。

※児童のお迎えは開所時間内厳守で、勤務等が終了後すみやかにお願いします。

５．閉所日



土曜日・日曜日・国民の祝日
年末年始（１２月２９日から１月３日まで）、お盆（８月１３日から１５日まで）

※台風等の災害により学校が休校になった場合は、児童クラブも閉所します。
※インフルエンザ等で学級・学年閉鎖となった場合、その学級・学年の児童は受け入れできません。
※その他、臨時で閉所する場合があります。

６．入会の手続き



児童クラブへの入会は、「美浦村放課後児童クラブ入会申請書」、「心身状況書」に保護者及び同居の６５歳未満の祖父母の「就労証明書」（保護者の疾病等の理由による場合は診断書等、状況が確認できる書類）を添え、指定期日までに児童クラブに申込みください。

入会を決定した方には、「美浦村放課後児童クラブ入会許可書」を交付いたします。申込みが定員を超える場合には、優先順位（低学年の児童を優先する場合があります。）により決定いたします。児童クラブの入会状況により、お申込みいただいても入会できない場合がありますのでご了承ください。

※申込期間等は、「令和９年度　美浦村放課後児童クラブ入会申込みのご案内」をご覧ください。
※入会先は、大谷児童クラブ、木原児童クラブのいずれかになります。各児童クラブの定員等により、希望する児童クラブ以外での登録になる場合もありますのでご了承ください。
※祖父母が令和９年度中に６５歳になる場合は、証明書類の提出は不要です。

※授業終了後、小学校からスクールバスにて各児童クラブへ登館します。下校ルートを回ってから児童館へ向かいますので、下校時刻から３０～４０分後を目安に児童館に到着します。

※スクールバスの乗車マナーが悪い場合は、安全管理上、バスの利用をお断りさせていただくことがあります。また、故意にバスの備品等を汚損・破損した場合は、実費弁償いただく場合がありますのでご注意ください。



７．入会してからの手続き（退会、休会、変更等）

≪退会（利用の取消）≫

退会する場合は、速やかに「美浦村放課後児童クラブ退会届」を提出してください。

また、次に該当すると認められた場合は、利用を取り消します。

（１）保護者による保育が受けられるようになったとき（仕事を退職したとき等）

（２）虚偽の申請により入会したとき。

（３）児童の健康面又は行動面で著しい問題がある等、児童が集団活動に不適当であると認められたとき。

（４）その他、「美浦村放課後児童健全育成事業実施条例」の第５条に該当するとき。

※児童クラブには定員がありますので、本当に利用したい方が利用できなくなってしまう場合があります。児童クラブの趣旨をご理解の上ご利用願います。

≪休会≫

特別な事情があり、１か月以上利用しない場合（長期休業期間中も含む。）は、利用しない月の前月末までに「美浦村放課後児童クラブ休会届」を提出してください。また、利用を再開する際は必ず児童クラブへご連絡ください。長期休業期間中のみ利用する方は、「美浦村放課後児童クラブ休会届」の休会理由にその旨を記載して提出してください。

なお、原則として休会は最長２か月まで（長期休業期間中のみ利用するため休会する方を除く。）とし、２か月以上利用しない場合は、「美浦村放課後児童クラブ退会届」を提出してください。

※提出が遅れますと、利用しなくても利用料が発生しますのでご注意ください。

【長期休業期間中（夏休み・冬休み・春休み）に関する休会の例】

・学校があるときは児童クラブを利用するが、夏休みは利用しない場合
→休会理由を“夏休みは利用しないため”と記載してください。

・学校があるときは児童クラブは利用しないが、夏休み・冬休み・春休みは利用したい場合
→休会理由を“夏休み・冬休み・春休みのみ利用のため”と記載してください。

※美浦村立学校管理規則において、夏季休業日は７月 21 日から８月 31 日まで、冬季休業日は 12 月 25 日から翌年１月７日まで、学年末休業日は３月 25 日から３月 31 日まで、学年始休業日は４月１日から４月７日までと定められています（ここでは学年末・始休業日を“春休み”としています）。

≪変更≫

保護者の勤務先や勤務時間、住所、氏名、児童の健康状態など、申込時の内容に変更があった場合は、児童クラブへ申し出てください。必要に応じて新しい就労証明書等を提出してください。

※携帯電話等の連絡先に変更があった場合も必ず申し出てください。

上記の各届出書は、各児童クラブで取得するか、美浦村ホームページからダウンロードしてください。



８．利用料（児童クラブ費）

（１）毎月の利用料金

午後４時 30 分以降に利用した時間により、月毎の利用料金が変わります。

	10 時間未満	10～20 時間未満	20 時間以上
利用料金（児童１人月額）	１，０００円	１，５００円	２，０００円

（２）利用料は、児童クラブの指定する日に口座から引落しいたします。毎月確実に引落しができますよう残高確認等ご協力をお願いします。

なお、残高不足等により引落し出来なかった場合は、納付書を送らせてい

ただきますので、納付書に記載されている期日までにお支払いください。

（３）児童クラブ費の滞納が続きますと、児童クラブ利用の停止や、退会していただくことになりますのでご注意ください。なお、利用料に滞納がある世帯については、納入が確認できるまで入会申請ができませんのでご注意ください。

９．傷害保険



児童クラブ利用中の万が一の怪我等に備え、希望者は傷害保険に加入してください。

保険料（年額９００円）につきましては、入会許可後にお支払いいただきます。

児童クラブ利用中に怪我等された場合は、保険金の請求ができますので、児童クラブにご連絡ください。

※保険料は、年度途中に退会されても払い戻しはできません。



１０．家庭との連絡

各家庭との連絡は児童クラブの専用アプリを通じて行います。専用アプリのインストール方法は、入会後児童クラブからお知らせいたします。アプリが利用できない場合は、電話等にて別途対応いたします。

（１）欠席する場合は、専用アプリにて児童クラブが指定する時間までに必ず欠席連絡をお願いします。

※指定の時間までに欠席の連絡がなく、欠席の確認ができない場合は、児童クラブでお預かりしますのでご注意ください。

※欠席の連絡については、児童の口頭での連絡は認めませんので、必ず専用アプリまたは電話にて連絡してください。

（２）都合によりお迎え予定時間に変更がある場合は、専用アプリまたは電話にて連絡してください。

（３）お迎えの方が変更になる場合は、専用アプリまたは電話にて氏名、児童との関係等を連絡してください。

（４）次の場合は、支援員から専用アプリまたは保護者の緊急連絡先へ電話で連絡をさせていただきます。状況によっては、至急迎えに来ていただく場合がございます。

・児童が発熱（37.5 度以上）や腹痛等により体調を崩している場合
・児童が大きな怪我をした場合

・利用日以外の利用や利用予定日に連絡がなく欠席した場合
・その他、支援員が連絡を必要と判断した場合



１１．病気、障がいについて

児童に持病、障がい等がある場合または疾病等で不安がある場合は、前もってお知らせください。

集団生活の場である児童クラブにおいて、感染症の集団発生・まん延を防止するため、学校保健安全法施行規則において規定されている感染症にかかった場合は、必ず児童クラブに連絡し、利用を控えていただきますようお願いします。それ以外の感染症の場合でも、医師の指示に従い、児童の体調が悪いときは利用を控えていただきますようお願いします。利用再開される場合は、医師の診断のもと、完治されたことを必ず児童クラブに連絡願います。

インフルエンザを含む感染症等で学級・学年が閉鎖になった児童は受け入れできません。（閉鎖期間に土曜日が含まれている場合は、土曜日の児童クラブでも受け入れできません。）また、学校が臨時休校になった場合は、児童クラブも閉所となります。

１２．登下館について



放課後児童クラブへの平日のお迎え、学校休業日（夏休み等を含む）に利用する場合の送迎については、原則保護者対応となります。

お迎えは、保護者の方の仕事等が終わり次第すみやかにお願いします。また、必ず開所時間内（午後６時４５分まで）に退館できるようにお越しください。なお、突発的な事情によりお迎えが遅れる場合は、児童クラブまで必ず連絡をしてください。

送迎は、犯罪や交通事故等から児童を守るため、保護者が児童を支援員へ直接受け渡しするようにお願いします。また、保護者から事前に連絡をいただいている方以外の方への引渡しは行いません。お迎えが保護者以外の方となる場合は、専用アプリまたは電話にて児童クラブまでお知らせください。

なお、お迎えに来られる方の身分証明書をご提示いただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

お迎えの際には児童がスムーズに退館できますようご協力をお願いいたします。なお、お迎えの際の駐車場につきましては、各児童クラブによって異なりますので、支援員にお問い合わせください。

１３．持ち物について



以下の物をお持ちください。

〇着替え一式【服を上下、下着、靴下】（汚れた洋服を入れるビニール袋を必ず入れてください。夏休み中は複数枚のご用意をお願いします。）

〇夏季は必ず帽子を持たせてください。

〇お手拭きタオルまたは、ハンカチ

〇虫よけスプレー（必要な時期となったら児童クラブからお知らせします。）

〇かかとのある靴（サンダルは不可）

〇給食のない日は、お弁当と水筒を持たせてください。

お弁当は食中毒防止のため、冷蔵庫に保管しています。

注意事項は次のとおりです。

- お弁当には必ず保冷剤を入れて持たせてください。
- 取り違え防止のため、お弁当を入れる袋や容器には、見やすい位置に児童のお名前を必ず明記してください。
- お弁当はお弁当袋に入れたまま冷蔵庫で保管します。
- お弁当の温めはできませんので、あらかじめご了承ください。

※その他、各児童クラブで必要な物がございます。詳しくは各児童クラブでの指示に従ってください。

※持ち物には、全て名前を書いてください。

※児童クラブには小遣い、玩具、まんが本など、学校へ持って行ってはいけない物や無くなっては困るものは持たせないでください。破損、盗難等については一切責任を負えませんのでご了承願います。



１４．活動内容

放課後児童クラブでは主に以下のような活動をしています。

《登館》

授業終了後、児童はスクールバスで各々の児童クラブへ移動します。各児童クラブの出欠予定を確認し、スクールバスへ乗車します。スクールバスの振り分けを行いますので、必ず児童クラブが指定する時間までには専用アプリでの欠席登録をお願いします。

《勉強時間》

学校の宿題等を行う時間を設けています。なお、支援員は学習指導は行いませんのでご了承ください。

また、学校から支給されたタブレット端末を利用して宿題や自主学習を行うこともできます。注意事項は次のとおりです。

- 児童クラブのネットワーク環境は学校と同じため、Wi-Fi の設定などの操作は不要です。そのままご利用いただけます。
- タブレット端末の充電は必ず事前にご自宅で行ってください。児童クラブ内での充電はできません。
- 他の児童の迷惑となる行為や、児童クラブ内での不適切な使用はお控えください。
- 児童クラブのルールや職員の指示に従ってご利用ください。
- 職員がタブレット端末の使い方の指導や操作を行うことはできません。あらかじめご了承ください。
- 多数のタブレット端末が同時に接続した場合、動作が遅くなったり、停止したりすることがあります。その場合、利用時間を分ける、または曜日等で利用を分けるなどの調整をお願いすることがございます。
- タブレット端末の使用は宿題や自主学習を目的としておりますので、ゲームや動画視聴などの娯楽目的での使用はご遠慮ください。
- 児童クラブ内でタブレット端末が故障・破損した場合、児童クラブでは責任を負いかねますのでご了承ください。
- タブレット端末の不具合や破損につきましては、学校に連絡して対応を仰いでいただきますようお願いいたします。

その他、タブレット端末の取り扱いやルールにつきましては、タブレット端末とともに美浦村教育委員会から配布される「美浦村タブレット活用のしおり」をご覧ください。

《自由遊び》

屋内外で自由に遊ぶ時間があります。月替わりのイベント・ゲームなどが企画されています。気温が高い時期は、ＷＢＧＴ（暑さ指数）に注意しながら、適切な環境で遊びを楽しんでいます。

《清掃》

夕方になったら館内外の清掃を協力して行います。

《退館》

保護者がお迎えに来たら、ランドセル等の荷物を準備して退館します。退館する際は、安全のため支援員からの引き渡しとしています。

１５．災害発生時（地震、風水害等）の児童館及び児童クラブの対応

台風・大雨及び大雪の影響等により、学校が臨時休校となった場合は、原則として以下のとおりといたします。

（１）学校（授業）がある時

学校の対応	児童館及び児童クラブの対応
臨時休校	臨時休館・児童クラブ閉所 （受入れは行わない）
引渡し下校	臨時休館・児童クラブ閉所 （受入れは行わない）
登校後、給食を食べずに途中下校	臨時休館・児童クラブ閉所 （受入れは行わない）
登校後、給食を食べてから途中下校	通常のお預かり

（２）学校が休みの時

午前６時３０分の時点で、警報または特別警報が発表された場合 （事前に判断し連絡する場合もあり）	臨時休館・児童クラブ閉所 （受入れは行わない）
放課後児童クラブ利用中に、警報または特別警報が発表された場合	保護者に緊急連絡をし、お迎えをお願いする

※学級閉鎖の場合は、その学級の児童はお預かりできませんので、ご了承ください。

※災害時は電話の不通等が予測されますので、状況によっては自主的なお迎えをお願いいたします。

災害時等の緊急連絡時には専用アプリを通じてお知らせする予定です。

（３）児童クラブが開所した後の地震、風水害等の状況により閉所時間を繰り上げる場合があります。その場合は、専用アプリでお知らせします。仕事や交通事情等により保護者の到着が遅れることが予想されますが、遅れて迎えに来る場合でも引き渡しするまでは保護しておりますので、速やかに迎えに来てく

ださい。状況によっては、一時避難場所に避難して保護者の迎えを待ちます。この場合、児童クラブの入口等に避難場所を掲示するとともに、専用アプリを通してお知らせいたします。



１６．土曜日の利用について

土曜日に利用する場合は、あらかじめ利用登録が必要となります。送迎につきましては、保護者対応となります。

土曜日の利用登録をされている方は、利用の有無について、各児童クラブの支援員にお伝えください。

当日になり、急遽利用が不要になった場合は、児童クラブの指定する時間までに専用アプリまたは電話にて必ずご連絡ください。電話が留守電となった場合は、「児童名」、「学年」、「欠席する旨」のメッセージを残してください。

お昼の時間を越えて利用される場合は、お弁当を持参してください。また、当日の天気、気温に合わせて上着、着替え等をご用意ください。

※年度途中から土曜日の利用が必要・不要になった場合は、児童クラブへ申し出てください。なお、土曜日の利用登録につきましては、就労等で土曜日の利用が本当に必要な方のみご登録いただきますようご協力をお願いいたします。

※土曜日の利用登録がない方で、仕事の都合等により突発的に土曜日の利用が必要になった場合は、児童クラブの許可を受けてください。

※仕事が休みの日等、家庭保育が可能な場合は利用できません。留守家庭の児童が対象という児童クラブの趣旨をご理解のうえ利用してください。

17．その他



児童が故意に施設や備品等を破損させた場合は、修理に要する費用をいただく場合があります。

また、村の広報誌やホームページ等に掲載する写真撮影、取材等が児童クラブで行われる場合があります。写真撮影・取材等に問題がある場合は、支援員へご相談ください。

１８．施設概要

		
施設名称	**木原城山児童館**	**大谷時計台児童館**
児童クラブ名称	木原児童クラブ	大谷児童クラブ
所在地	美浦村大字木原1578番地5	美浦村大字興津324番地
建築年	平成9年(1997年)	昭和61年(1986年)
築年数	27年	38年
延床面積	241.54㎡	211.99㎡
構造･階数	木造･地上1階	木造･地上1階
連絡先	029－885－1064	029－885－0597

※ご連絡の際はお間違え無いようご注意ください。